

## 令和5年第5回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年5月22日
		13時30分～14時42分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

## 令和5年第5回海老名市農業委員会定例総会

令和5年5月22日「令和5年第5回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、  
主 事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第28号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3	議案第29号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
日程第4	議案第30号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）





おります。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や、隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。16番委員。

【16番委員】 5月19日の金曜日に、2番委員と3番委員、20番委員、そして私と、事務局3名で現地確認に行ってきました。現地としましては、この図面で見ても分かりますように、長方形の土地となっております。作物はつくっているというか、特にすばらしくつくっているのではなくて、普通の状態に管理されていると、そういうふうに思いました。ここの隣の畑は■■■■番地と■■■■は水田となっております。片方の■■番■というのは、この図面で言うと、右側が普通の水田ではなくて、普通の農地となっております。特にここのところを駐車場として利用する場合には、盛土というか、隣の水田に影響しないかどうかというか、そういうところがポイントかと思えます。田んぼのほうはH鋼のコンクリートの土留めをするということになっていて、この辺をきちっとすれば特に問題ないと思えます。

私からの報告事項は以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

【19番委員】 図面の修正なんですけど、前の道路が幅員が約7.2と書いてあるんですけども、幅員に約という言葉はつきません。本来ならば、ちゃんとした距離がありますので、土木課で調べるか、現地で距離を測る。

2番目、これがFHという、計画高ということですね。計画高は載っているんですけど、現況地盤が載っていないんです。そうになると、盛土、切土というか、土の移動が見えないので。高さは見える。ここは現況地盤は何か所か、2か所でもいいんですけども、あつてほしいと思えます。

同じく、2枚目の断面図、資料1-4ですけども、計画高という文字があるんですけど、計画高の数字が載っていないので、それでは図面の意味をなさない。やはり数字を入れなくちゃ駄目なので、数字を入れてほしい。

3番目に、万能鋼板土留と書いてありますけれども、万能鋼板というのは

建築で使われている、いわゆる工事現場に立てかける仮囲いの万能鋼板なんですか。もしそれならば、本来ならば用途外使用になります。万能鋼板を横遣いにして50センチにして高くして使用する形になるんですけども、これで土留めになるのかというよりも、境界なので、できればブロックを敷いてほしい。ここは宅地になってしまいますので、そのラインをきちんとしておかなきゃいけないのではないかと思います。これは私自身の意見なので、できればブロックにしてもらいたいというのが私の考えです。

あともう1つ、これは2種農地ということであるんですが、道路はインフラの関係は入っているんでしょうか。そういうことをお聞きしたい。

以上です。

【議長】 事務局、いかがでしょうか。

【主任主事】 先ほど19番委員から指摘がありました、道路の幅員だとか、万能鋼板の関係につきましては、代理の者にお伝えして差替えするようにお伝えしまして、差替えされたものにつきましては後日、委員さんのほうに資料をお送りしたいと思っております。

そして、こちらの第2種農地の件なんですけれども、こちらは道路には管は通っておりません。JR門沢橋駅から500メートルというところで第2種農地と判断しております。

【19番委員】 両脇には水道管は入っているんでしょう。家があるので、水道管として引き込むことはできる。どうなんだろうね。

【主任主事】 水道管を引き込むことはできるかと思っておりますけれども、ただ、それは確認できていないので、2管ないということで判断しております。

【19番委員】 ■■番のこの畑の隣に通路のような感じの土地があったので、多分、ここから水道管を引いていられるのかなというのがありましたので、多分道路としては引けるのかなと。

【主任主事】 そうですね、■■■というお宅がありますので、恐らく引けないことはないと思いますが、そこは今のところ、■■番だけ見ると、まだ通っていないということで確認しております。

以上です。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。  
受付番号7を許可相当とすることについて賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

【議長】 挙手多数であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第28号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 議案第28号 引き続き農業を行っている旨の証明について、この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受ける方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということに農業委員会が証明するものでございます。今回は、案件が4件ございます。

まず、受付番号16について説明させていただきます。被相続人は、社家■■■■番地の■、■■■■■、相続人は、社家■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年5月23日から令和5年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、社家■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■■平米、ほか■■■筆、合計、■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

事務局で5月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないかと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号16について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号16について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書8ページ、受付番号17について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号17、被相続人は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年5月23日から令和5年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地内、■■■平米、合計も同じく■■■平米、議案書のとおりでございます。

こちら事務局で5月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないかと思われま。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号17について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号17について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書9ページ、受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 続きまして、受付番号18、被相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っ



ている期間は、令和2年3月27日から令和5年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地内、■■■■■■■平米、合計も同じく■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

こちら事務局で5月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないかと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号18について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号18について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、議案書10ページ、受付番号19について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 続きまして、受付番号19、被相続人は、中河内■■■■■■■、■■■■■、相続人は、中河内■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年6月26日から令和5年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、中河内■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農振農用地区域内、■■■■■平米、ほか■■■筆、合計、■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

こちら事務局で5月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないかと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号19について、質疑のある方。



【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号4について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書13ページ、受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号5、被相続人は、中河内■■■■■■、■■■、相続人は、中河内■■■■■■、■■■、引き続き特定貸付けを行っている期間は、令和2年6月26日から令和5年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、中河内■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農振農用地区域内、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

こちら事務局で5月11日に現地調査をしたところ、農地として適切に管理されておりましたので、特に問題はないかと思われま。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書14ページ、日程第4、議案第30号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号21ですが、借り手の■■■■さんは新規就農者で、本日ご本人をお呼びしておりますので、審議に入る前に■■さんから営農計画のプレゼンテーションをしていただき、皆様から質疑等があればお答えしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

事務局から■■さんの紹介を含めて、説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、説明させていただきます。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づく使用貸借権の設定によって海老名市内で就農を計画している、藤沢市にお住まいの■■■■さんです。お手元に■■さんの営農計画書と、あとは■■さんご自身が独自で作られたごきげん野菜という資料をお配りしております。ご本人から自己紹介と営農計画の説明を行いますので、後ほどのご審議の参考にしていただければと存じます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、■■さん、簡潔に説明をお願いいたします。

【■■■■】 ■■■■と申します。よろしくお願いいたします。

今日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。せっかくですので、私自身や、家族のことだとか、あと、農業研修でどのようなことをやってきたかということも含めてちょっとお話をさせていただきまして、その後、資料の説明を少しまとめてさせていただけたらと思います。

まず、ごきげん野菜と大きく書いた資料がお手元にあるかと思うんですが、そちらを御覧いただきまして、めくっていただきますと、私と家族のこととあります。妻と2人の子の4人家族で、農業経営も妻と共にやっていきたいと考えております。屋号のごきげん野菜という名前ですが、こちらは農業で大変なことも、これから数多くあると思いますが、気持ちはいつも機嫌よく幸せにやりたいと。あと、子供たちにも私たちが楽しんでいる姿を見てもらいたいという思いからつけました。

妻との出会いも実は農業関係で、結婚当初から、いつかは農業を中心にした地に足ついたシンプルな暮らしがしたいというふうに願ってきまして、ちょうど昨年、私、福祉の仕事を11年ほど続けてきたんですが、そこでちょっと転機もあって、あと、プライベートでは母が他界したりとか、そして、農業関係の師匠をはじめいろいろな方々との出会いがあって、それで本格的に農業をやっていく決心をしました。

現在は、藤沢市の■■■■さんと小田原市の■■■■■さんの2つの農園で研修をして、この5月に卒業予定になっています。

海老名市さんとのつながりは、長男が■■■■■■■■■■の出身、卒業生で、今は3年生なんですが、妻も■■■■■■■■のボランティアをしていたというつながりがあって、その園長先生のご厚意で農地を紹介していただいたという経緯があります。

続いて、■■■■■さんでの研修です。■■■■■さんでは、代々続く農家さんで、歴史も深い方でしたので、もちろん、露地野菜で、米だとか、野菜の有機栽培の方法、栽培技術の習得だとかを学んできました。また、農業資材とか機材の使い方、あとは育苗のことで、伝統的な踏み込み温床の作り方とか、あと、農家の生活の全般の体験をさせていただくことで、農家さん同士のつながりの助け合いの大切さだとか、家族経営の在り方だとか、地域のつながりの大切さなどを学んできました。

続いて、■■■■■さんでの研修ですが、こちらは■■■さんは43歳でまだ若くて、もともと農家の方ではなくて、新規就農から現在まで約11年、農業経営を継続されてきた方で、規模も小さい規模で、大型の機械を使わずに道具や手作業を中心に小さな農業の経営で専業で続けてこられた方でした。ですので、私にとっても理想的な小さな規模での経営スタイルで、そう言ったことも含めて、年間の作付計画だとか、1人で畑の管理をするときの省力化といったことについても学んできました。

続いて、そういうことを検証を踏まえて、ごきげん野菜の今後の方向性としてなんですが、小規模で強い農業というのを目標にやっていきたいと思えます。大きな機械をできるだけ使用せずに、道具や手作業を中心に成り立つ農業を追求していきたいと思っております。師匠2人が有機農業でしたので

、やはり私も有機農業の作付計画で露地野菜を中心に栽培していく。また、少量多品目で年間60品目ぐらいを目指して、販売先としては、セット野菜、ちょっとイメージが湧きづらいかもしれないんですが、ボックスの野菜セット、10種類前後の野菜をセットにして、個人のお客様宛てに送っていくというような販売スタイルでやっていきたいと考えております。具体的な収入のイメージは、5年後に収入400万円、純利益で230万円の農業経営規模にしていきたいと考えております。収入が安定するまでは夫婦でアルバイトも掛け持ちしながら、最低限の収入を確保してやっていきたいと考えております。

農業経営としては、規模としては大きくないんですが、やっぱり手作業を中心にした農業経営ですと、耕作面積も収量もやはり限られてきますので、小さな規模感を大切にしていくためにこのような目標数値にいたしました。現在の作付面積としては、海老名市さんで1.4反、藤沢市さんで1反の作付けられる面積が一応ありますので、それを徐々に増やしながら、収量とお客様を拡大していきたいというふうにイメージしております。

続いて、青年等就農計画書という様式2-1と書いた書類があると思うんですが、こちらには、本当にざらっとの説明になってしましますが、作付する野菜の種類だとか、面積、あと生産量、目標達成に必要な資材、機材、あと予算などを記載しておりますので、さらっと確認をしていただけたらと思います。

続いて、就農のための年次計画表という、ちょっと分厚い中に、皆様のお手元にどのような形で届いているか分からないんですが、就農のための年次計画表という横書きの用紙がありまして、下のほうに1ページの1と書いてあると思うんですが、そちらを見ていただけたらと思います。1年目で、セット野菜を中心に、6月から12月までの7か月で計算して、セット野菜を月に60件、7か月で420件、目標所得を155万程度にしております。3年目の1年間で、セット野菜を月100件、年間で1,200件、目標所得を217万円程度にしております。5年目で、セット野菜を月120件、年間で1,440件、237万円程度純利益で目標設定しております。この計算は、週2、3回発送日を設けて、ほかの日を畑の管理に充てるというよ

うな計画です。また、1セットのお野菜の価格なんですけど、これは3,000円で送料込みの値段で計算しております。また、5年目からは、セット野菜だけでは見込めない収入がどうしても出てくるかなと思っておりまして、加工品の試作をしていけたらいいかなというふうに、これはまだ計画段階ですが、考えております。

続いて、年間の圃場別作付状況という、かなり細かくて見づらくて申し訳ありません。少量多品目用に書式があまりできていないのもありまして、無理やり詰め込んできてしまったので、このようになっておりますが、大体作付の計画として、海老名市さんは、私の自宅からは少し距離があって、私の自宅周辺の畑に近いという状況になっていきますので、海老名市さんの畑にイモ系だとか、ラッカセイ、ニンニク、ショウガ、ニンジン、カボチャなど、一度に収穫できて、畑で長い時間をかけて成長するものを予定しました。一方で、藤沢市の畑では、夏の果菜類とか、葉物とか、一度に収穫するタイプではなくて、細かいスパンで収穫が必要なものを予定しております。いずれも、お借りできる土地のめどがたって、かつ土づくりが短期間で進んだ場合の計画でして、計画どおりにいくかはちょっとまだ未知な部分がありますが、努力していきたいと思っております。

あと、全体の計画についての補足ですが、農業の就農準備資金だとか、経営開始資金、次世代人材投資資金というのものもあるかと思うんですが、そこらには私は申請しておりませんので、受けないで計画しております。

全体としては、ざらっとになりますが、こちらで終わりたいと思います。

至らないことがたくさんあると思いますが、地域の方々に受け入れていただけるように頑張っていきたいと思っております。

ご質問等があられたら。

**【議長】** ■■さんからの説明が終わりました。

皆様から質問等ございましたら、遠慮なく質問していただけたらと思っております。どなたかございませんか。

**【6番委員】** ちょっと確認させていただきたいんですけども、プレゼンの資料の②番の下から2番目の枠のところなのですが、年間農業所得、目標（5年後）というのが23万円という形ですよ。丸が1個足りないのかなと思ったんで

すけれども。先ほどの資料ですと230万円です。

【■■■■】 230万円で。間違っておりまして、失礼いたしました。ありがとうございます。

【19番委員】 機械を使わない農業、できれば小さい機械だと思うんですけれども、どういう農業ですか。機械を使わない農業というのは。いわゆるトラクターとかを使わないで、どういう形で土を耕耘させたり、草の処理をするのか。

【■■■■】 まず、機械を使わないと言っても、やはり最低限、刈払機だとか、ハンマーナイフだとか、管理機とか、自分の身体と寄り添う形である小さい機械は使用していくという形で、そういったものを使って草の管理だとかしていく予定ではあります。ただ、耕耘に関しては、私の師匠もそうだったのですけれども、極力、土を動かさない方法でやっています、表層にいる生物層を少し豊かにしていくイメージを持ってやっています、作付ける、その部分だけ表層を削って種をまいていくとか、あと、雑草が生い茂るところにそのまま防草シートをかけて、雑草が茂っているところにかけていくんですね。そうすると、腐熟していくというような、そこで土ができていくというようなスタイルで私の師匠なんかはやっています、そういう方法を取り入れながらやっていきたいと思っています。

【19番委員】 今現在、管理機とか、トラックとかはないですね。

【■■■■】 トラックは持っていません。

【19番委員】 そうすると、これから土地を借りてやるのに、そのときに買うんですか。今現在整えているのではなくて、これから買う。

【■■■■】 刈払機は今ありまして、管理機とかはこれから整えていきます。

【19番委員】 あと、それを置く場所もありますか。

【■■■■】 自宅が賃貸なんですけど、一軒家になっていまして、そこに置いていく予定です。

【19番委員】 そこがちょっと不明確なんです。本来ならば、全てのある程度の機械は用意しておくという形で入っていかないと、畑はあつという間に草だらけになっちゃうので、今ここに出てきている、本郷のほうの土地ですけれども、隣も別な人の土地がありますよね。畑なので、境界がどこか分からないですよ。聞いて分かればいいんですが、いろいろ苦情が来るのは、よその土



地まで耕してしまうとか、あとは、有機農業だから、イコール、草というのはバツなんですよね。草をたくさん生やされると、隣の畑の方がやっぱり迷惑がかかるというクレームが来るんです。だから、その辺のところをうまく管理できるのか。あと、よくコーヒーかすですか、これをまくらしいんですよね。そうすると、すごい臭いだと、このクレームがものすごく来ていて、やられている方は平気でそのままにしていっちゃう。まいたらすぐに耕起して土の中に混ぜなきゃいけないんだけど、それをやらなかったりしてクレームが結構来るんですよね。だから、その辺のところを考えてほしいなと思うんですよ。■■■さんのところでやった、どこどこでやったというのはいいんですが、それがいい評判ならいいんだけど、悪い評判のほうにいっちゃっているんで、今のところ、悪い評判のほうが強いです。

【■■■■】 申し訳ありません。

【19番委員】 ほかの人たちはきれいに農業をやっているところがあって、そこにあなたがやって草だらけにしちゃうとクレームが来ちゃいます。そのところをよく考えて農業をやってほしいなと思います。

【■■■■】 農地をお借りする責任と、草の管理については、師匠からもさんざん言われていまして、また、海老名市さんのほうでも、私がお借りする地域の周辺で、厳しいそういった管理をされているのが多いというふうに伺っておりますので、そのあたりは十分注意して管理していきたいと思います。

【19番委員】 もう1つ、単価なんですけど、この単価表を見ると、タマネギ、キロ1,000円。タマネギ、キロ1,000円では売れない。1キロ、せいぜい150円とか、そんな単価なのに、1,000円という単価だと、これはどこから出てきたのかなと。セット野菜で売るから高いんだというのだけれども、セット野菜なんていうのは、オイシックスとかみんなやっている。競争相手、いっぱいいる。お客さんは、安くておいしいものを買うという、いわゆるわがままな人が多いんですよ。だから、簡単にたくさんのお客さんが集まるかというのと、集まらない。だから、そこを重々考えていかないと、2年、3年後にはできなくなっちゃう。

【■■■■】 そういった厳しいご意見、とても勉強になります。ただ、これから大規模な農家さんだけではなくて、私たちみたいに小さい農家で、そのよさを十分

に伝えられる農業というのも、また1つ生きる道なのかなというふうに思っておりまして、そのあたりはちょっと市場と価格設定の売り方も大分変わってくると思いますが、私たちもそこを模索しながら、現在、ホームページを立ち上げて、お客さんを徐々につくっていこうかなと思っているんですが、そういうふうに具体的に動いていこうかなと思っております。

【12番委員】 1点だけ聞きたいんですけども、営農の新規就農者に対する各自治体とか公的な機関で補助等がありますけれども、いろいろな準備資金を受けないと表明されておりますが、せっかくこれだけのきちんとした作付計画、多年にわたる計画がありますので、自治体に相談してみて、受けられるものだったら、遅くはないんですけども、受けたほうがいいんじゃないかと、私はそう思っております。また、受けなくてもやっていける自信があるのももったいないのではないかと思っておりますが、いかがですか。

【■■■■】 ご指摘というか、ありがとうございます。とてもうれしいことです。ただ、私、こういった計画をしたときに、国が助成金を出すというふうに言っている内容も確認をさせていただいたんですけども、どちらかというともう少し大きな規模で、しっかり作付の収量もかなり取って、売り先としても大規模に売っていくような農業を国のほうもイメージされているのかなというふうに思いまして、私はちょっと対象にはならないかなというふうに判断しまして、最初から堅実なというか、私たちが頑張れる範囲でのやり方をさせていただけたらなというふうに思っております。ありがとうございます。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も出尽くしたようですので、■■さんにはご退席をいただきたいと思っております。これから頑張ってください。

【■■■■】 ありがとうございます。

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号21について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、議案書14ページ、農用地利用集積計画(案)について



(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号21について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農業用施設用地に係る転用届出についてを案件といたします。

受付番号7について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならないとされておりますが、例外として、農地法施行規則第29条第1号において、耕作の事業を行う者が2アール未満の農地をその者の農作物の育成のための農業用施設に供する場合は許可不要と規定されております。この例外に該当するものかどうかを届出により農業委員会が確認するものでございます。

議案書15ページ、受付番号7、申請地は、中河内■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米のうち■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。転用者は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、転用の目的は、農業用倉庫、施設の規模については、■■■番■の筆で物置1棟、■■■■平米のうち■■■■平米と、■■■番■の筆で■■■■平米の物置2棟と、■■■番■の筆の物置からはみ出た一部■■■■平米を合わせた合計が■■■■平米でございます。資料でございますが、資料2-1に案内図及び写真、資料2-2に公図、資料2-3の土地利用計画図を配付しております。こちらの案件につきましては、これから建てる施設、資料2-1の下段に記載してあります、農家分家の農地内、写真の撮1の場所に設置するものであり、また、撮2の写真から分かるように、既に立っている施設の老朽化による建て替えでございます。法令に基づく届出ではないこと、性質上、許可不要案件であることを確認するために、こちらに提出していただいたところでございます。現在、現地は農地として適正に管理されておりますの

で、特に問題ないと考えております。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 今月の9日に、■■■さん夫婦で来られまして、コロナ禍でお父さんが亡くなったということで、相続でこの土地を譲り受けたということで、写真であるように、ガラス温室を修理しながら、農機具は入っていたと思います。それを写真のような建物を3棟置く。シートを敷いて、その上にブロック塀を置くということです。離れたところは、長くなっちゃうので、間を通れるように少し開けて、3棟置くということです。■■■さんの主人は定年して、ここで農業を、これまでもしておりました。それで、遠いので、この建物の中に農機具を置いたりして、農地を管理していきたいということでした。

以上です。

【議長】 それでは、質疑をお受けいたします。ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書16ページ、(2)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号181について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、議案書16ページ、そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件、生産緑地の斡旋についてでございます。

生産緑地の買取り申出に対して、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされておりまして、農業委員会へ斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番号No.181についてです。所在地は、社家■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、面積、■■■■■平米、議案書のとおり

でございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料3-1を御覧ください。

令和5年4月4日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところがございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、6月22日の木曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を6月23日の金曜日に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただくことになります。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

【19番委員】 この単価というのはいわゆる市街化の単価なのか、それとも農地の単価で言ってきているのかなんですよ。

【主幹兼管理係長】 平米単価。

【19番委員】 平米単価じゃなくて、単価を市街化の宅地の単価で持ってきているのか。売値ですね。

【主幹兼管理係長】 単価のほうは、今、宅地というお話があったんですけども、基本、現況の状況で見ます。なので、市街化区域の要は農地というような形の単価になろうかと思えます。

【19番委員】 ということは宅地の単価ですね。市街化区域のね。分かりました。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋のある期限までに報告したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようにお願いいたします。

次に、議案書17ページから19ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

17ページから18ページ、農地法第4条の6件、19ページの第5条の5件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 農地転用届出による専決処分について、農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

議案書17ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年4月1日から4月30日までの間に届出がされたものになります。届出件数は、受付番号4から9までの6件で、田、0平米、畑、3,439.9平米です。

続きまして、議案書の19ページを御覧ください。こちらは農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年4月1日から4月30日までの間に届出がされたものになります。届出件数は、受付番号12から16までの5件で、田、0平米、畑、2,200.54平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括してご報告いたします。

以上です。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでしたら、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、事務局。

【事務局長】 ありません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2番委員】 長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして令和5年第5回定例総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。